

平成29年度大野城市迷惑行為防止 アクションプラン年次報告書



落書き



違反ごみ



無責任餌やり



違反駐輪



不法投棄



深夜の大声



はみ出し樹木



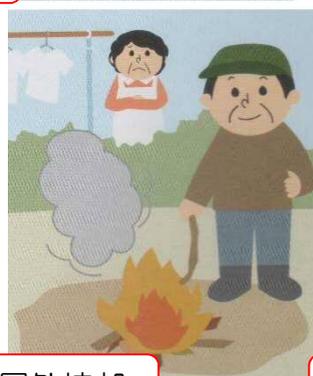
危険迷惑運転



あき地の雑草



危険自転車



屋外焼却



フンの放置



ポイ捨て

平成30年9月

目 次

I. 年次報告書概要

- 1. 趣旨 2
- 2. 構成 2

II. 平成 29 年度の取り組みについて（報告）

- 1. 平成 29 年度重点的施策の取り組み
 - ◆迷惑行為⑧ 深夜に大声で騒ぐ 4
 - ◆迷惑行為⑨ 生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっている
にもかかわらずこれを放置する 5
 - ◆迷惑行為⑩ 飼い主のいない動物に無責任に餌を与える 6
 - ◆迷惑行為⑬ 自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、
又は騒音により周囲の生活環境を害す 7
- 2. 迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（平成 30 年 3 月末） 8

報告

I. 迷惑行為防止アクションプラン年次報告書概要

1. 趣旨

「大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」に定めた 13 項目（別表参照）の迷惑行為をなくすため、大野城市迷惑行為防止基本計画に基づき、平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間で取り組む「迷惑行為防止アクションプラン」を平成 26 年 11 月に策定しました。

「迷惑行為防止アクションプラン」は、それぞれの施策に指標を設け、毎年度その指標を基に効果の検証を行いながら、状況に応じ見直しを行っていきます。

また、13 項目の迷惑行為に優先順位をつけ、アクションプランの中から「平成 29 年度重点的に取り組む施策」を決定しました。これについてもそれぞれに指標を設け、年度末に効果を検証します。

このような、迷惑行為防止に関する取り組みについて進捗状況を毎年度とりまとめ、大野城市迷惑行為防止推進協議会に諮り、PDCA サイクル（別図参照）により、次年度以降の取り組みの見直しにつなげていきます。

2. 構成

本報告では、13 項目の迷惑行為のうち 4 項目について「平成 29 年度重点的に取り組む施策」を掲げ、施策及び進捗状況を報告として記載しています。

また、「迷惑行為防止アクションプラン」は、大野城市迷惑行為防止基本計画に掲げた「施策の 4 つの方向性（市民意識の高揚、コミュニティ活動の活発化、迷惑行為防止の仕組みづくり、迷惑行為防止の環境整備）」ごとに分け、具体的な施策や指標について平成 29 年度末の進捗状況を記載しています。

なお、指標の達成状況を、「○」、「△」、「×」、「—」で表すこととし、評価の基準については下記のとおりとしています。

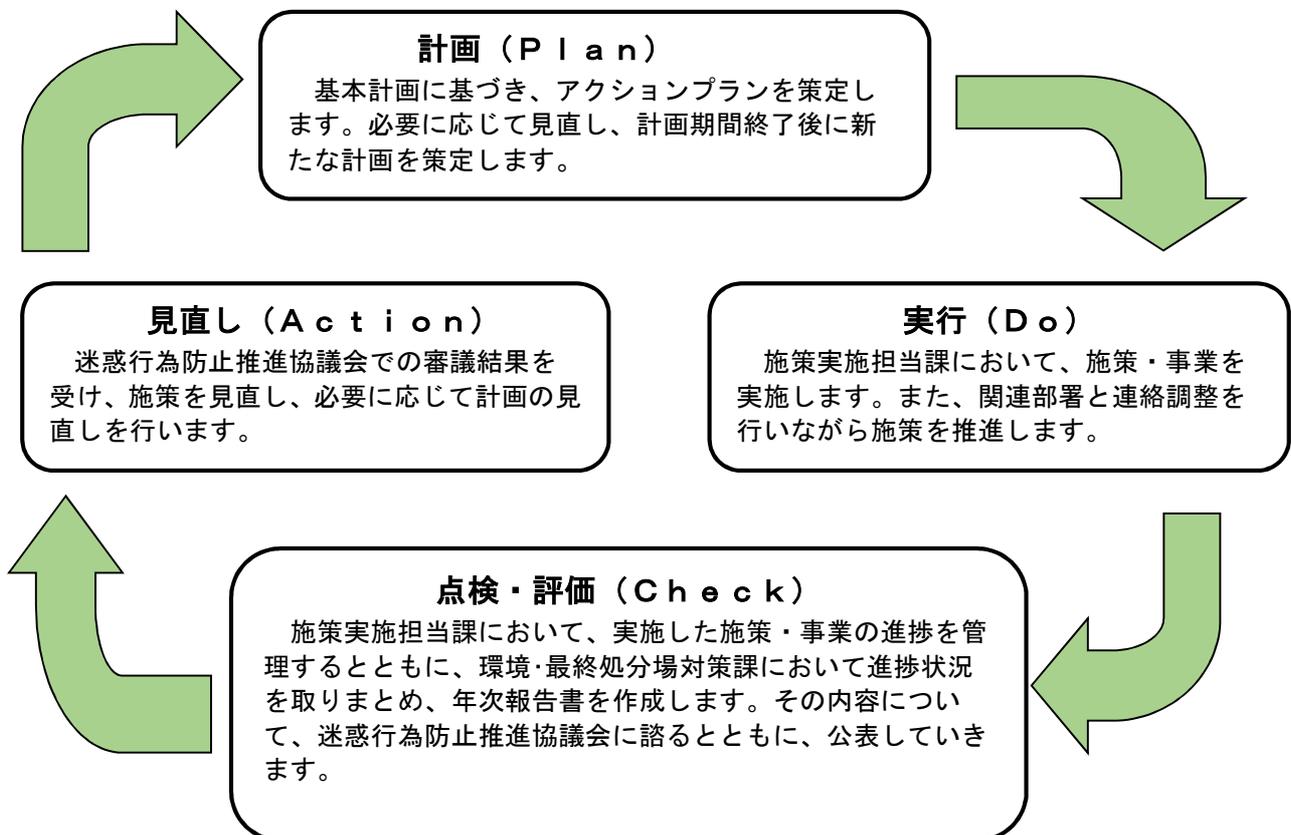
○	目標を達成しているもの
△	状況が変わらないものまたは指標の見直しが必要なもの
×	基準値よりも状況が悪化しているもの
—	実施しておらず、検証が不可能であったもの

別表

迷惑行為13項目

- ①たばこの吸殻、ごみ、空き缶等をみだりに捨てる。
- ②飼い犬や飼い猫のふんを放置する。
- ③自転車運転者が周囲に危険を及ぼすおそれのある運転をする。
- ④通行の支障となる場所に自転車を駐輪する。
- ⑤塀や公衆トイレの壁等に落書きをする。
- ⑥ごみの持ち出しについて定められている事項に従わずにこれを排出する。
- ⑦あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。
- ⑧深夜に大声で騒ぐ。
- ⑨生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。
- ⑩飼い主のいない動物に無責任に餌を与える。
- ⑪テレビや家具等を不法投棄する。
- ⑫家庭のごみやせん定枝等を屋外で焼却する。
- ⑬自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。

別図 PDCAサイクル（基本計画から抜粋）



II. 平成 29 年度の取り組みについて（報告）

1. 平成 29 年度重点的施策の取り組み

◆迷惑行為⑧ 深夜に大声で騒ぐ

【担当課：安全安心課】

・ 施策

毎月第 2・4 金曜日にパトロールを実施する。

・ 施策の進捗状況

毎月第 2・4 金曜日に市内各コミュニティのボランティア、春日署と共に連携して、徒歩、青パトで公園等の巡回を実施した。深夜に大声で騒ぐことに関する相談件数は、平成 28 年度、平成 29 年度ともに 0 件であった。



迷惑行為		担当課	活動指標	進捗状況		成果指標	進捗状況	
番号	項目			平成30年3月末時点	達成		平成30年3月末時点	達成
⑧	深夜に大声で騒ぐ	安全安心課	毎月第2・4金曜日にパトロールを実施する。	毎月第2・4金曜日にパトロールを実施した。	○	相談の発生件数を0とする。	【相談件数】 ・平成28年度:0件 ・平成29年度:0件	○

平成29年									平成30年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地域・警察・市によるパトロール </div>											

◆迷惑行為⑨ 生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する【担当課：建設管理課】

・ 施策

年に2回以上広報掲載を行い、月に1回以上巡回パトロールを行う。

相談があった場合には、現地確認等を行い、原因者に対して指導を行う。

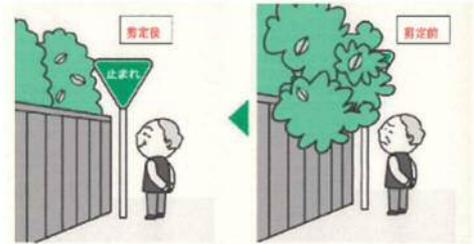
キケンです
道路にはみ出した枝

道路に面した私有地から生け垣の枝がはみ出して、歩行者や車の通行に支障が生じ、交通標識などが見えにくくなっている所があります。利用する皆さんにとって、道路が安全安心なものであるために、生け垣をせんだするなど、協力をお願いします。

●問い合わせ先
建設管理課管理担当
☎(580) 1879

・ 施策の進捗状況

平成29年度は、8月15日号、12月15日号広報に道路にはみ出した枝が及ぼす危険を解説し、剪定をお願いする旨の広報記事掲載を行った。



広報掲載記事（8月15日号）

また、巡回パトロール、通報により判明した個所は、随時剪定依頼を行った。

生垣や樹木の道路へのはみ出しに関する相談件数は、平成29年度18件と対前年比10%減となっている。

迷惑行為		担当課	活動指標	進捗状況		成果指標	進捗状況	
番号	項目			平成30年3月末時点	達成		平成30年3月末時点	達成
⑨	生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する	建設管理課	年に2回以上広報掲載を行い、月に1回以上巡回パトロールを行う。相談があった場合には、現地確認等を行い、原因者に対して指導を行う。	8月15日号、12月15日号広報に掲載を行い、巡回パトロール、通報により判明した個所は随時剪定依頼を行った。	○	生垣や樹木の道路へのはみ出しによる相談の件数を対前年度比で5%減らす。 ※H27:15件	【相談件数】 ・平成28年度:20件 ・平成29年度:18件 ・対前年比:10%減	○



◆迷惑行為⑩ 飼い主のいない動物に無責任に餌を与える【担当課：環境・最終処分場対策課】

・ 施策

広報・ホームページに啓発記事を掲載する。

相談があった場合には、現地確認等を行い、原因者に対して指導を行う。

やめましょう 無責任なエサやり

野良猫や、カラス・ハトなどの野生鳥獣へのエサやりは、周辺住宅へのふん害につながっており、多くの相談が寄せられています。市では、エサを与えるだけで、ふん尿やその他の世話をしない行為を「無責任なエサやり」として、まず、「無責任なエサやり」を防ぐために、条例で迷惑行為に指定し、周知啓発を行っています。

◆野良猫の場合
野良猫にエサを与える場合は、ふん尿などの世話や不妊去勢手術を行うこと、地域住民の理解を得ることが不可欠です。

◆野生鳥獣の場合
野生鳥獣へのエサやりは、生態系に影響を与えたり、周辺地域のふん害の原因となったりするため、やめましょう。

◆相談をする人へ
無責任なエサやりは、エサを与えている人を特定できないと、注意・指導ができません。エサを与えている人の特定につながる情報の収集に協力してください。

広報掲載記事（3月15日号）



・ 施策の進捗状況

9月1日号、3月15日号広報に無責任なエサやりに関する記事の掲載を行った。

相談があった場合は、現地確認後、原因者に助言・指導を行うことにより、今後無責任なエサやりをしないように理解してもらい、問題解決を図った。

市への相談件数は、平成28年度11件から平成29年度7件と減少した。

迷惑行為		担当課	活動指標	進捗状況		進捗状況	
番号	項目			平成30年3月末時点	達成	平成30年3月末時点	達成
⑩	飼い主のいない動物に無責任に餌を与える	環境・最終処分場対策課	広報・ホームページに啓発記事を掲載する。相談があった場合には、現地確認等を行い、原因者に対して指導を行う。	9月1日号、3月15日号広報に掲載を行った。相談があった場合は随時現地確認を行い問題解決を図った。	○	【相談件数】 ・平成28年度：11件 ・平成29年度：7件	○

平成29年						平成30年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 広報・ホームページ掲載 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 無責任な餌やりに対する相談への対応(随時) </div>											

◆迷惑行為⑬ 自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。

【担当課：安全安心課】

・施策

運転マナー向上に関する広報活動を年12回実施する。

・施策の進捗状況

毎月1日に「横断歩道マナーアップキャンペーン」を実施しており、運転マナー啓発の音声を流しながら青パトにて大野城市内を巡回した。

大野城市内における交通事故発生件数は、平成28年度564件、平成29年度563件とほぼ横ばいとなっている。



迷惑行為		担当課	活動指標	進捗状況		成果指標	進捗状況	
番号	項目			平成30年3月末時点	達成		平成30年3月末時点	達成
⑬	自動車運転者が周囲に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音により周囲の生活環境を害す。	安全安心課	広報活動を年12回実施する	毎月1日に運転マナー啓発の音声を流しながら青パトにて巡回した。	○	交通事故発生件数前年度比5%減 ※H27:671件	【交通事故発生件数】 ・平成28年度:564件 ・平成29年度:563件 ・対前年比:0.17%減	△



迷惑行為防止アクションプランの進捗状況（平成30年3月末）

◎市民意識の高揚

具体的施策	活動目標	進捗 (H30.3月末)	達成	成果指標	進捗 (H30.3月末)	達成	関係課
(1) 環境保全及び社会的マナーに関する学習を実施する	年間1～3回、1時間の学習を実施	全ての学校で実施した	○	生徒へのアンケートで理解度60%以上	規範意識 小学生：92.5% 中学生：95.1%	○	教育指導室
(2) 小学校4年生を対象に小学生用ワークブックを配布することにより、本市のこみの現状やごみ減量・リサイクルの施策を学習する機会を作る	全小学校4年生に小学生用ワークブックを配布し、活用状況等に関するアンケートを実施する	平成29年4月、小学校全校の4年生を対象に小学校用ワークブックを配布し、アンケートを実施した。	○	小学生用ワークブックの活用状況等に関するアンケートにおいて、生徒の理解・意識が向上したと回答した学校数7校以上	全小学校10校（教職員31名）を対象にアンケートを実施し、10校（21名）が回答。 その中で、ワークブックを活用した結果、児童の理解度が向上したと回答したのは9校（20名）であった。	○	教育指導室 環境・最終処分場対策課
(3) 小学4年生及び中学1年生に対して交通安全教室（自転車安全運転講習）を開催する	全小・中学校における交通安全教室の実施（各校年1回）	市内全15校の小・中学校に交通安全指導員や警察職員を派遣し、交通安全教室を実施した。	○	・小学生：筆記テストを実施し、平均点70点以上 ・中学生：アンケートを実施し、理解度70%以上	アンケート及び筆記テストを実施 ・小学生：平均点及び理解度96.6% ・中学生：平均点及び理解度87.3%	○	教育指導室 安全安心課
(4) 心の教育フェスティバルを開催し、他人を思いやる心や規範意識の向上を図る	年1回開催	11月3日（土）開催済	○	全国学力学習状況調査の規範意識についての項目の理解度が60%以上、思いやりの項目が75%以上	規範意識 小学生：92.5% 中学生：95.1% 思いやり 小学生：85.3% 中学生：84.4%	○	教育指導室
(5) 迷惑行為についてホームページ及び広報紙に掲載するとともに、大型商業施設、主要駅等で街頭啓発を行い、基本条例の周知徹底を図る	広報に年1回掲載する街頭啓発を年3回実施する	迷惑行為について、ホームページ及び広報紙に掲載した。自転車安全運転に関する街頭啓発を年4回行った。	○	アンケートで迷惑行為についての理解度60%以上	第10回「まちの姿アンケート」調査「迷惑行為」とは何が知っている50.0% 「迷惑行為」について、市広報やホームページで見かけたことがある34.8%	×	全ての該当課
(6) 少年補導員（市少年相談員）に対し、巡回パトロール時において、落書き行為を見かけた場合、落書き行為は犯罪であることを強く認識させるような適切な声掛け（指導手法）を修得できるように研修を行う	少年補導員に対する研修を年1回行う	7月に予定していた市少年相談員に対する春日警察署員による研修は、台風接近により中止となったが、2月に福岡少年鑑別所での補導を含めた視察研修を実施した。	○	落書き苦情件数を増やさない	平成28年：1件 平成29年：1件	○	安全安心課 公園街路課
(7) 隣組長会や小学校等で出前講座を実施し、こみの正しい出し方に関する知識の普及とごみ分別意識の高揚を図る	出前講座「ごみの現状とリサイクル」を年6回実施	平成29年度中では、出前講座の申し込みはなかった。	△	ルールが守られず、未収集となったごみ（袋）の数を減らす	平成28年度：1,759件 平成29年度：1,830件	×	環境・最終処分場対策課
(8) ごみの正しい分別方法やごみ出し日時を記載した「ごみの正しい出し方」を毎年全戸に配布し、転入者へも配布（外国人には外国語版を配布）することで、ごみ出しルールを広く周知し、ごみ出しマナーの向上を図る	「ごみの正しい出し方」を全戸配布、また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備する	「平成30年度ごみの正しい出し方」を広報3月15日号に折り込み、全戸配布した。また、公民館やコミュニティセンターに予備を常備した。	○	ルールが守られず、未収集となったごみ（袋）の数を減らす	平成28年度：1,759件 平成29年度：1,830件	×	環境・最終処分場対策課
(9) 飼い主のいない動物に無責任に餌を与える行為を減らす	食べ残した餌やらんの後始末をしない等の「無責任な餌やり」をしている人を確認した場合は、餌やりについてのルールやマナーを守るよう指導する。	広報及びHPに記事を掲載し、市民から寄せられた苦情・相談に対して全て対応を行った。	○	苦情の数を前年度より減らす	平成28年度：11件 平成29年度：7件	○	環境・最終処分場対策課
(10) 家庭ごみやせんだ枝等の屋外での焼却を減らす	ホームページ及び広報誌で野外焼却禁止の周知を行い、実際に指導を行う場合も、周囲への迷惑を優先して考えてもらうよう指導する	広報11月15日号に記事を掲載し、野外焼却に関する苦情には、現地確認・指導・助言など適切に対応した。	○	寄せられた苦情に対して適切に対応し、苦情者・原因者の理解を90%以上得る。	処理完了割合 100% 相談件数：12件 完了件数：12件	○	環境・最終処分場対策課
(11) 実行委員会と御堂川・牛頭川・平野川フェスタを開催し、環境美化意識の向上を図る	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒へ配布し、優良事業所等を3件以上訪問して参加を呼びかける	チラシを全戸回覧及び市内全小中学校生徒へ配布を予定通り行った。また、優良事業所等への呼びかけ件数は900件となった。	○	フェスタ参加者に対するアンケートで「よかった」「とてもよかった」が全体の75%以上	とてもよかった 44.6% よかった 39.5% 計 84.1%	○	環境・最終処分場対策課

◎コミュニティ活動の活発化

具体的施策	活動指標	進捗 (H30.3月末)	達成	成果指標	進捗 (H30.3月末)	達成	関係課
(1) 小中学校で行う環境美化活動への支援を行う。	環境美化用袋の提供と、子どもたちが拾い集めたごみの収集・処分を行う。	環境美化活動を実施する小・中学校に環境美化袋を提供し、随時ごみの収集、処分を行った。	○	実施された美化活動の回数と収集量	小学校：3校、中学校：2校 計7回 580袋 2,302kg	○	環境・最終処分場対策課
(2) 大野城市交通安全指導員が、市内主要交差点において、自転車利用者に対する街頭指導を行う	街頭指導を年4回行う	年4回の交通安全県民運動の時期に合わせ、自転車利用マナーアップの街頭指導を実施。	○	自転車に関する交通事故件数 対前年比5%減	対前年比6%増 平成28年：104件 平成29年：111件	×	安全安心課
(3) 国・県等の助成制度を活用し、地域防犯ボランティア(団体)による巡回パトロールを継続的に実施する	巡回パトロールを年24回行う (第2・4金曜日)	毎月第2・4金曜日を一斉街頭啓発活動日とし、警察、消防、地域のパトロール隊とともに巡回パトロールを実施	○	犯罪件数対前年比5%減	刑法犯認知件数 対前年比5.2%減 平成28年 741件 平成29年 702件	○	安全安心課
(4) 地域ボランティア活動について、ホームページ及び広報紙で紹介するとともに、功労のあった団体、個人に対しては、表彰基準に達し次第、迅速に推薦を行う	年1回広報紙に掲載するとともに、表彰を行うことで地域ボランティア活動の拡大を図る	広報5/1号に地域防犯ボランティア活動について掲載を行い、大野城市安全安心まちづくり推進大会において、5団体に感謝状を贈呈した。	○	—			全ての該当課
(5) ボランティアによる環境美化活動を実施する市民や事業所、団体に対して、「まちびか市民運動」としてのグッズを提供し活動支援を行う	まちびか市民運動のPRを2回行う	四王寺山フェスタ、古代山城大文字まつり、御笠川・牛頭川・平野川フェスタ、トラスト協会さくらの森整備事業の計4回ブースを設置し、PRを行った。	○	年間登録者100人以上	平成29年度登録者 団体：622名 個人：81名 合計：703名	○	環境・最終処分場対策課

◎迷惑行為防止の仕組みづくり

具体的施策	活動指標	進捗 (H30.3月末)	達成	成果指標	進捗 (H30.3月末)	達成	関係課
(1) 犬のふん放置防止策として一部の地区で実施している「イエローカード作戦」を他の地区でも実施してもらい、ふんの放置を減らす	犬のふん放置看板交付枚数が多い地区に案内を行う	つつしヶ丘区にイエローカード作戦を案内し、H30より「イエローカード作戦」を実施中。	○	実施中の区に対するアンケートによりふん放置件数が前年より減ったという回答を得る	実施中の6区の全体的な傾向として、以前よりふんの放置が減っており、効果が出ているとの回答が出ている。	○	環境・最終処分場対策課
(2) 不法投棄・散らかり監視のため、市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションをパトロールし、不法投棄・散らかりを発見した場合は、区及びマンション等の管理会社に連絡し、ごみ出しルールの徹底を指導する	平日に1日1回市内の不燃ごみ・資源ごみ収集ステーションのパトロールを実施し、及び不法投棄多発地区を月2回特別巡回する	平日は毎日、市内の不燃(資源)ごみ収集ステーションのパトロールを実施中。 不法投棄多発地区(林道や牛頭ダム周辺道路等)を月2回以上特別巡回中。	○	不法投棄通報件数を前年度より減らす	平成28年度：23件 平成29年度：16件	○	環境・最終処分場対策課
(3) 広報、ホームページで自転車駐輪マナーについて啓発を行い、路上放置自転車を発見した場合は、警告シールを貼り、一定期間を経過しても放置されている自転車は撤去する	広報に年1回以上掲載し、警告シール添付から7日以上放置されている自転車をすべて撤去する	広報に2回掲載した。 警告シール添付後、7日以上放置された自転車は全て撤去した。	○	撤去自転車の数を前年度より減らす	平成28年度：117台 平成29年度：104台	○	建設管理課
(4) 生垣や樹木が道路にはみ出して通行の支障とならないように、適切に管理してもらうよう取り組む	巡回パトロールや通報により判明した樹木等のはみ出し箇所の所有者、管理者へ早急に剪定してもらうよう依頼する	判明した箇所は随時剪定依頼を行った。	○	樹木等のはみ出しの苦情件数を前年度より減らす。	平成28年度：20件 平成29年度：18件	○	建設管理課
(5) 市内のあき地を定期的にパトロールし、雑草が繁茂していることを発見した場合は、適切に管理してもらうよう取り組む	市内のあき地について年2回パトロールを実施し、適切に管理されていない所有者、管理者に対し通知を行う	以下を実施済み 第1回：6月パトロール(調査)、7月通知 第2回：11月パトロール(調査)、12月通知	○	近隣住民等の苦情に基づいて指導を行ったものうち、所有者が対応を行うなどして処理が完了した件数の割合が7割以上	処理完了割合 95% 指導件数 41件 対応件数 39件	○	安全安心課

◎迷惑行為防止の環境整備

	具体的施策	活動指標	進捗 (H30.3月末)	達成	成果指標	進捗 (H30.3月末)	達成	関係課
4・迷惑行為防止の環境整備	(1)	犬のふんの放置で迷惑している市民にふん放置禁止看板の無料配布を行う	フン放置禁止看板を希望者に配布する	申請者に対し、看板の交付を行った。 ・平成29年度 申請：29件、配布：86枚	○	苦情の数を前年度より減らす	平成28年度 8件 平成29年度 3件	○ 環境・最終処分場対策課
	(2)	市内の自転車等置場内とその周辺の整理、管理を行い、市営自転車等置場の適切な運営を行う	市内の自転車等置場内の整理を行う。また、主要駅周辺の6箇所において、平日朝の通勤時間帯の2～3時間、利用者に対し案内及び指導を行う	自転車置場内の整理、駅周辺における案内及び指導を継続して行った。	○	駐輪場に関する苦情を増やさない	平成28年度：1件 平成29年度：1件	○ 建設管理課
	(3)	家庭用電化製品等の不法投棄が多い所に「不法投棄禁止看板」を設置する	不法投棄多発地域を月2回特別巡回し、不法投棄禁止看板を速やかに設置する	牛頸ダム周回道路等、週2回の巡回を行った。	○	不法投棄発生件数を前年度より減らす	【建設管理課】 平成28年度：107件 平成29年度：24件 【公園街路】 平成28年度：3件 平成29年度：0件 【廃棄物】 平成28年度：11件 平成29年度：3件	○ 建設管理課 公園街路課 環境・最終処分場対策課
	(4)	西鉄連続立体交差事業の高架下や周辺の土地利用計画が具体化した時点で、自転車の放置禁止区域の範囲を決定して指定を行う	高架下、周辺土地利用計画の進捗状況を把握し、計画が具体化した時点で速やかに放置禁止区域の指定を行う	進捗なし		現時点でなし		建設管理課